

## 令和6年度福島県がん検診キャンペーン事業業務委託仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している「令和6年度福島県がん検診キャンペーン事業」業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

### 2 事業目的

がんは、本県における死因の第1位を占めている一方、早期発見の場合、高い確率で治癒可能な疾患であり、検診受診で早期発見・早期治療が可能となるため、がん検診の受診率向上が求められている。

このため、本事業を通して、県民ががん検診に興味を持ち、検診受診に意識を向けさせることで、県内のがん検診受診率の向上を目指す。

### 3 委託業務内容等

#### (1) キャンペーン開催業務

受注者は、がん検診を受けることで参加可能なキャンペーンを開催する。

キャンペーン内容は、参加要件を2人1組とすることにより、受診習慣のある人が検診に無関心である人を誘うことや、これまで無関心だった人が新たに検診受診しようとする機会を創出することで、新たな検診受診者を呼び込み、県内受診率の向上を目指すものとする。

ア 開催時期：令和6年6月1日から令和7年1月31日（予定）

イ 対象者：がん検診受診対象者である福島県民

ウ 参加要件：① 対象期間中にがん検診を受診していること。

（対象期間：令和6年1月1日から令和7年12月31日まで）

② 国が推奨する5つのがん検診のいずれかを受診していること。

（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）

③ 2人1組のペアでがん検診を受診していること。

（ペアについては、受診日及び機関が異なる場合も可とする。）

エ 参加方法：郵送及びWEB応募

オ その他：詳細な事項については、発注者と協議の上、決定する。

#### (2) キャンペーン運営業務

受注者は、キャンペーン事業を円滑に遂行するために以下の業務を行うこと。

ア 事務局業務

運営業務全般に関すること。

- ・電話対応、アンケート集計作業
- ・キャンペーン実施要領等の作成
- ・キャンペーン当選者の抽選作業
- ・当選者への景品購入及び発送作業 等

イ キャンペーンサイト運営

- ・キャンペーンサイト（ホームページ）の構築、運営
- ・WEB応募フォームの作成・管理業務 等

ウ その他

事業を円滑に遂行するために必要な業務

(3) キャンペーン広報活動

受注者は、県民のキャンペーン参加を促すため、各種媒体を通じて、多くの県民が情報収集可能な方法によりキャンペーンの広報活動を実施すること。

ア 広報資材を活用した情報発信

キャンペーン周知のために以下の資材を作成し、効果的に活用すること。

(ア) チラシ・ポスターの作成

事業周知のための啓発資材としてチラシ等を作成することとし、デザインについては、県民への遡及効果が高い内容を提案すること。

各種資材の作成部数については次のとおりとする。

- ・チラシ 160,000枚以上（A4サイズ、カラー、両面）
- ・ポスター 1,500枚以上（A2サイズ、カラー、片面）

(イ) 活用方法

市町村や医療機関等の関係機関に資材を送付し、キャンペーン周知を図ること。

併せて、多くの県民へのキャンペーン周知を図るため、効果的な資材の活用方法について提案すること。

(ウ) その他

上記（ア）で作成する資材については、作成前に県の確認を得ること。

また、各種資材については、電子データでも納品すること。

各種資材の印刷費、デザイン制作費、作成した資材の送付や設置に要する経費についても、業務委託料に含むものとする。

イ 効果的な広報活動

キャンペーンが長期間開催されることを踏まえ、継続的かつ、多くの県民にキャンペーン参加を促すような手法により、広報展開できるよう予算の範囲内で企画提案すること。

なお、企画提案に当たっては、キャンペーン期間中の広報スケジュールも含めた提案とすること。

(ア) 実施方法

広報媒体や手法については特段定めない。

ただし、広く県民に情報発信するための手法として、県内地元紙(福島民報、福島民友)で各紙1回以上のキャンペーン広告掲載を含めること。

(イ) その他

実施に要する経費については、業務委託料に含むものとする。

ウ 留意事項

提案を求める項目については、コスト及び訴求力に留意したうえで、各プロポーザル参加者の自由なアイデアを踏まえた提案を盛り込むこと。

(ア) 受託事業の運營業務について

- ・受託事業運営のための運営体制を明確にすること。
- ・準備から実施までのスケジュールの調整等、すべての運營業務を行うこと。
- ・必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・疑義が生じた場合は、その都度、県と協議すること。

(イ) 著作権について

- ・委託事業の実施に伴う著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- ・印刷物、動画等に使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

(ウ) 受託事業終了後の業務

- ・実績報告書等を作成の上、令和7年3月31日までに2部提出すること。
- ・実績報告書には、参加者数等の事業効果が分かる書類を添付すること。

#### 4 目的物(成果品)の納入場所

福島県保健福祉部健康づくり推進課

#### 5 その他

- (1) 受託者は、委託契約書に及び仕様書に基づき、常に、県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。